

令和4年度「登山計画作成のためのガイドライン（改訂版）」 改訂内容（解説）**1 登山アドバイザーの資格の明記【第2章】**

第3回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会において議事を行った、登山アドバイザー派遣事業における基準の改正について明記することとする。

なお、令和4（2022）年8月17日付けスポ振第490号「登山アドバイザー派遣事業実施要綱の一部改正について（通知）」は、第7章の資料として添付する。

2 山行地の選定に登山活動の範囲を明記【第3章】

第3回高校生の登山のあり方等に関する検討委員会において議事を行った、学校活動における登山活動の範囲の設定について明記することとする。

なお、令和4（2022）年8月17日付けスポ振第491号「山のグレーディングに応じた県立学校の登山活動の範囲（通知）」は、第7章の資料に添付する。

また、キレット、稜線、雪渓については写真を掲載し、例示することとする。※資料5-5参照

3 熱中症の記載を追加【第3章・第4章】

現在、熱中症対策については、感染症対策と併せて実施条件の中で言及している。熱中症対策について、ガイドラインに記載がされていないため、感染症対策が緩和され、条件の提示がなくなると熱中症対策について定めている部分がなくなってしまうので、ガイドライン上に新たに記載することとする。

4 冬季における登山の帰着時間の明記【第4章】

登山計画審査会において、冬季は日没が早いため、15時までには登山口に帰着するようにと指摘があったため明記することとする。

なお、冬季の期間については、明確な基準がなく、地域によって日の入り時間が異なっているため、特段定めることはしない。そのため、日照時間が短くなってくる時期（10月～2月）の計画については個別に判断することとする。

また、15時には登山口に帰着する計画とすることとした根拠として、「山と溪谷社 登山技術全書① 登山入門」にて、「到着時刻は午後4時が限度で、理想は午後3時以前」としていることから少なくとも冬季については15時には登山口に帰着する計画とすることにした。

5 装備の追加【第4章】

登山計画審査会において、那須連山を初めとする活火山に登る際は、噴火や落石に備え、ヘルメットを持参するようにと指摘があったため明記することとする。なお、持参する基準は気象庁の噴火警戒レベルが運用されている火山※とする。（栃木県内：那須岳、日光白根山）

※活火山のうち、気象庁が発表する「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として選定された50火山（硫黄島は除く）なお、選定された50火山は、第7章の資料に添付する。※資料5-7参照

6 登山報告書様式及び登山の実施結果様式の変更【第6章・第7章】

登山報告書（別記様式4号）について、ヒヤリハット事例を反映する内容への変更を、令和4年度第1回登山計画審査会にて周知し、令和4年度第2回登山計画審査会にて承認された。5月以降、各校が報告書を提出する際は変更後の様式にて提出をしている。そのため、変更した様式に差し替えを行うこととする。

なお、登山報告書（別記様式4号）は、別表を添付する形として変更を行った。また、別記様式4号の変更に伴い、登山の実施結果について（別記様式第5号）も変更を行った。

7 通知等の差し替え及び追加【第7章】

添付されている通知等が古いものになっているので、以下の通知について最新のものに差し替えを行う。

【差し替え】

- ・水難事故及び登山・キャンプ等の事故防止について
- ・夏山登山の事故防止について
- ・熱中症事故の防止について
- ・冬山登山の事故防止について

【追加】

- ・熱中症対策の更なる強化について
- ・学校管理下における熱中症事故の防止について
- ・登山アドバイザー派遣事業実施要綱の一部改正について
- ・山のグレーディングに応じた県立学校の登山活動の範囲
- ・「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として火山噴火予知連絡会によって選定された50火山

8 ガイドライン改訂の経緯及び登山計画審査会委員への追記【第7章】

今回の改訂についての経緯と更新後の登山計画審査会の委員を追記する。